

# 東京都脳卒中救急搬送体制の調査に係る説明会

## Q & A

東京都庁第一本庁舎 5階大会議場  
平成22年2月2日 (火)

Q：救急隊はいつ、東京都脳卒中医療連携/救急搬送患者調査票を医療機関に手渡すのか？

A：(普段から記入いただいている) 救急活動記録票と同時に手渡すことになる。

Q：自院で発症した脳卒中患者は、今回の調査対象外か？

A：救急車を使用して搬送した事案に限り調査対象としているので、この場合は対象外である。  
ただし、救急車を使って他の病院へ搬送した場合には、搬送先の医療機関が本調査票を作成することになる。

Q：どのような定義でT I Aと診断したら良いか？

【本調査様式 医療機関記入欄 D欄 関連】

A：原則として明確な一過性の神経学的単症状を呈した患者とし、画像検査で新たな梗塞が認められた場合は脳梗塞と診断してよい。詳細な TIA の診断基準を設定することは難しいので、臨床的判断でよい。

Q：脳卒中の発症時間が明確でない場合、どのように記入したら良いか？

【本調査様式 医療機関記入欄 F欄 関連】

A：全く分からない場合は「不明」と記入して欲しい。  
ただし、異常の無かった最後の時刻が明確である場合は、その時刻を記入して欲しい。

Q：入院後 1 週間経っても、脳卒中を疑われるが、確定することができないケースもある。そのような場合、どのように記入したら良いか？

【本調査様式 医療機関記入欄 F欄 関連】

A：そのまま「脳卒中疑い」と記入して差し支えない。

Q：救急搬送患者のデータを医療機関から収集すること、あるいは医療機関が都へ情報提供することの個人情報の問題はクリアできているのか？

A：問題ない。

医療機関は、次に掲げる場合にはあらかじめ本人の同意を得ないでも個人データを第三者に提供することができる。

- ①公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ②個人情報の提供を受ける地方公共団体（東京都）が業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由のあるとき

#### 【根拠】

- ・個人情報の保護に関する法律 第23条第1項第3号…上記①
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第8条第2項第3号…上記②
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第9条第2項第3号…上記②
- ・東京都個人情報の保護に関する条例 第10条第2項第6号…上記②

Q：全てのデータを公開するのか？

A：個別のデータ（個人、医療機関を特定できる程度の情報）を公表することはない。

貴重なデータなので可能な限り公開したいが、今後、東京都脳卒中医療連携協議会及び同協議会評価検証部会等で、データの取り扱いについて検討して詳細を定めたい。

Q：今回の患者データを自院分について、学会に発表して良いか？

A：自院のデータについては構わないと思う。しかし、全体のデータの取り扱いについてどうするかについては、今後、評価検証部会で検討して詳細を定めたい。